

## 子育てのための施設等利用給付第2、3号認定保護者の皆さまへ

子育てのための施設等利用給付第2、3号認定（新2、3号）を受けられた方は、無償化給付を受けるための請求手続きが必要となります。

給付については、利用した施設等に利用料金をお支払いいただき、あとで市から無償化給付として保護者にお支払いする「償還払い」により実施いたします。

手続きの詳細は以下をご確認ください。請求等についてご不明な点は、幼保支援課までお問い合わせください。

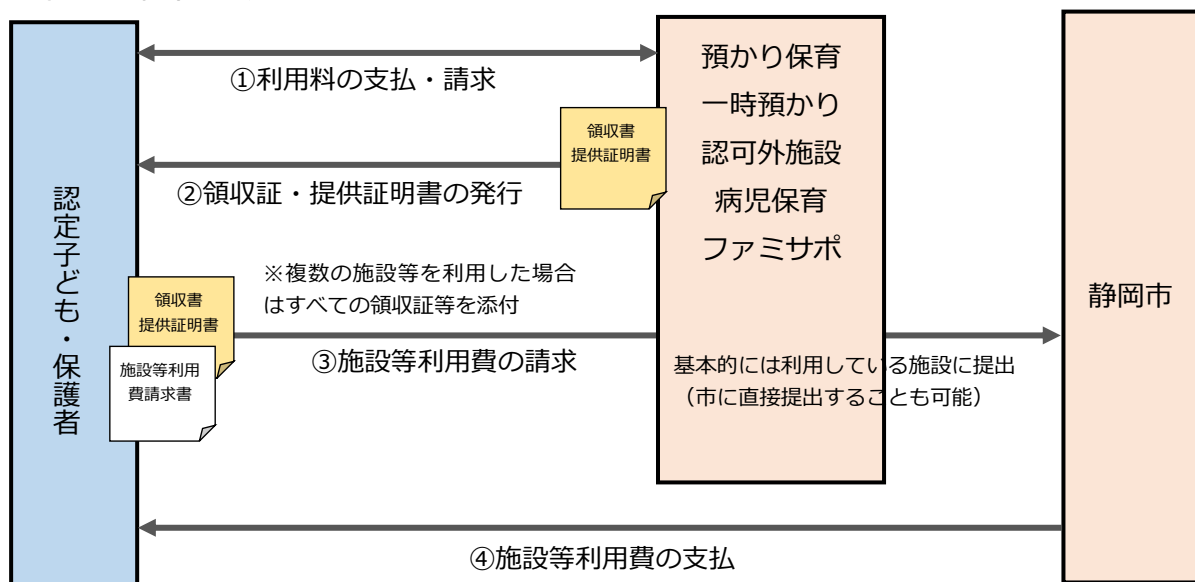
### <無償化の対象となる利用の範囲>

利用形態	在籍園の 預かり保育	認可外 ※1 保育施設等
幼稚園を利用	○	× ※2
認定こども園（1号認定）を利用	○	×
認可施設を利用していない	—	○

※1 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

※2 静大附属幼稚園は園での預かり保育を実施していないため認可外保育施設等の利用が対象

### <基本的な給付の流れ>



※ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合には、領収証等の代わりに「活動報告書」が提供会員から発行されます。

## 【請求時期】

**3か月に一度の請求**となります。4～6月分、7～9月分、10～12月分と1～3月分の**4回の請求**です。**3か月の利用終了後の翌月10日までに市または利用する施設に提出してください。**(例：4～6月分の請求は7月10日まで)

※日程は目安です。遅れた場合でも随時お支払いしていきます。

※途中で認可施設に入園したり市外へ転出した場合など、給付の対象外となる場合には、利用が終了した時点で請求してください。

## 【提出書類】

以下の①、②、③をセットで提出してください。

### ①保護者が作成する書類

**請求書**（記載例を参考に作成してください）

### ②保護者が用意する書類

**入金口座の名義人・口座番号が分かる書類**（通帳のコピー）

※既に無償化給付の請求をしたことがあり、口座の変更がない方については必要ありません。

### ③利用した施設等から渡される書類 ※請求期間内の利用分

**領収証、提供証明書**（領収証兼提供証明書の場合があります）

※領収証等は請求までの間、大切に保管してください。

## 【提出方法】

請求書類は、**基本的に利用する施設に提出**してください（認可外保育施設に児童が通っている場合については、静岡市へご提出ください。）。直接、静岡市に提出（郵送でも可）していただいても構いません。

※ファミリー・サポート・センター事業については、直接、静岡市子ども未来課（清水庁舎9階）までご提出（郵送でも可）をお願いいたします。

## 【請求様式】

様式は、静岡市ホームページからもダウンロードできるほか、利用する施設でも配布しておりますので、ご希望の場合は施設にお問い合わせください。

☆静岡市ホームページ  
お問い合わせ先

静岡市 幼児教育・保育無償化

検索

静岡市幼保支援課 給付係

〒424-8602 静岡市清水区旭町6番8号

電話：054-354-2626